**【物品・役務の提供等】**

**４　別送書類**

申請データの入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、⑴に記載する書類各１部を**「別送書類送付書」とともに**、⑵の提出期日までに原則郵送で提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、仮受付日（申請データ送信日）から前３カ月以内、又は仮受付日以後に発行されたものに限ります。（鮮明であれば写し可）。

⑴　提出する書類等

ア　あいち電子調達共同システム（物品等）参加自治体の共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、代表して申請要件を審査する自治体（以下「共通審査自治体」という。）が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

| 書類名 | 摘　　　要 |
| --- | --- |
| 登記事項証明書等 | 共通審査自治体が蒲郡市の場合 | ・法人の方登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法務局にて発行。法務局登記官が証明したもの。）・個人の方以下の①・②の両方が必要です。①　代表者の身元（身分）証明書（本籍地の市区町村長が発行。日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））②　代表者の登記されていないことの証明書（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能） |
| 共通審査自治体が蒲郡市以外の場合 | 蒲郡市に提出する書類はありません。上記の書類を申請画面で表示された共通審査自治体に郵送して下さい。 |
| 納税証明書（国税） | 共通審査自治体が蒲郡市の場合 | ・法人の方納税証明書「その３の３」(法人税、消費税及び方消費税)・個人の方納税証明書「その３の２」（申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）※　本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。 |
| 共通審査自治体が蒲郡市以外の場合 | 蒲郡市に提出する書類はありません。上記の書類を申請画面で表示された共通審査自治体に郵送して下さい。 |
| 納税証明書（愛知県税） | 共通審査自治体が蒲郡市の場合 | 【愛知県に納税義務がある方】・法人の方愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納の税額のないこと用）（法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割）・個人の方愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納の税額のないこと用）（個人事業税及び自動車税種別割）【愛知県に納税義務がない方】「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 |
| 共通審査自治体が蒲郡市以外の場合 | 共通審査自治体が愛知県以外の場合 | 蒲郡市に提出する書類はありません。上記の書類を申請画面で表示された共通審査自治体に郵送して下さい。 |
| 共通審査自治体が愛知県の場合 | 書類の提出は不要です。（ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県より納税証明書を求められることがあります。） |

イ　蒲郡市が独自に設定する要件に関する書類

**蒲郡市税については蒲郡市が確認しますので、納税証明書の提出は必要ありませんが、あいち電子調達共同システム（物品等）の納税確認画面で、蒲郡市が納税状況を確認することに同意を選択してください。**